

議案第 5 号 埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(特殊勤務手当の種類) 第 2 条 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 緊急消防援助隊出動手当</u> (消防職員出動手当) 第 3 条 消防職員出動手当は、消防局、消防署又は分署に勤務する職員（<u>緊急消防援助隊（消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。以下同じ。）の隊員として出動中のものを除く。</u>次条において「職員」という。）のうち、水火災等の災害に出動し、若しくは警戒出動し、又は救急・救助出動したものに對し、出動 1 回につき 5 0 0 円の範囲内で規則で定める額を支給する。 <u>(緊急消防援助隊出動手当)</u> 第 5 条 <u>緊急消防援助隊出動手当は、緊急消防援助隊の隊員として出動した職員に對し、出動した日 1 日につき 1, 0 8 0 円（管理者が著しく危険であると認める区域で活動に従事した場合にあっては、2, 1 6 0 円）を支給する。</u> (支給の期日及び方法) 第 6 条 (略)	(特殊勤務手当の種類) 第 2 条 (略) (1)・(2) (略) (消防職員出動手当) 第 3 条 消防職員出動手当は、消防局、消防署又は分署に勤務する職員（次条において「職員」という。）のうち、水火災等の災害に出動し、若しくは警戒出動し、又は救急・救助出動したものに對し、出動 1 回につき 5 0 0 円の範囲内で規則で定める額を支給する。 (支給の期日及び方法) 第 5 条 (略)

(委任)

第 7 条 (略)

(委任)

第 6 条 (略)